平成２２年（フ）第１０９００号
東京都江戸川区平井３丁目４－５－611
債務者　佐藤さつき
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９０３号
東京都府中市緑町３丁目32－３－202
債務者　関原　華織
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９１１号
東京都大田区田園調布本町43－15
債務者　片山千恵子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９２３号
東京都荒川区荒川６丁目55－６
債務者　中野智枝子こと　文　　智順
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０号
島根県浜田市三隅町折居771番地１
債務者　落合　　豊
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第３１号
島根県浜田市内田町1041番地４　２－502、前住所島根県浜田市熱田町1038番地７
債務者　福島　　良
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第３３１号
岡山県玉野市宇野４丁目13番７号
債務者　杉本　英毅
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３３号
岡山県玉野市和田３丁目12番７号
債務者　坂上　　昇
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８６号
青森県むつ市苫生町１丁目４番11号
債務者　坂本　博樹
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
青森県上北郡東北町上北南２丁目30番地205
債務者　蛯名かおり
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７６３号
東京都練馬区光が丘５丁目５－４－602
債務者　小林　恒夫
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７６４号
東京都練馬区光が丘５丁目５－４－602
債務者　小林未衣子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７６５号
東京都清瀬市旭が丘２丁目１－２－510
債務者　河村　美穂（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８５９号
東京都西東京市北町５丁目13－28－202
債務者　吉越　美紀
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８７１号
東京都国分寺市南町３－９－25－517、住民票上の住所東京都国分寺市東元町３丁目12－６　藤原荘２
債務者　梅村　篤子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部